第12回 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 議事録

1. 会議の日時及び場所

日時:令和6年6月25日(火)17:00~19:00

場所:TKP 新橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム 16B

2. 議事

- 開会
- •挨拶(工藤副大臣)
- · 委員紹介
- ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画(令和4年3月25日策定)令和5年度まで の進捗状況について
- 閉会

3. 出席委員

阿部恭久委員 (リモート出席)

池田文隆委員

大嶋栄子委員 (リモート出席)

岡﨑直人委員

黒沢幸子委員 (リモート出席)

佐藤しのぶ委員 (リモート出席)

辻本哲士委員

野﨑史生委員 (リモート出席)

長谷川勢子委員 (リモート出席)

浜田節子委員

樋口進会長

增田悦子委員

山口英彰委員

山本和広委員(リモート出席)

ユウ委員 (リモート出席)

吉倉和宏委員

4. 議事概要

○樋口会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから「第 12 回ギャンブル等依存 症対策推進関係者会議」を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、御参集いただきありがとうございます。また、オンラインで 御出席いただいている委員の方におかれましても、御参加ありがとうございます。

はじめに、本日はギャンブル等依存症対策推進担当の副大臣である工藤彰三副大臣に 御出席をいただいておりますので、工藤副大臣より御挨拶をいただきます。

工藤副大臣、よろしくお願いいたします。

○工藤副大臣 ギャンブル等依存症対策の推進を担当する内閣府副大臣の工藤彰三でございます。本日は担当大臣であります自見はなこ大臣が公務の都合で出席できないため、代わりに開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変御多用の中、「第 12 回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。これまで政府のギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき、様々な施策を推進してまいりました。直近の基本計画の変更は令和 4 年 3 月に行いましたが、基本計画は 3 年ごとに見直すこととされていることから、次回は令和 7 年 3 月に基本計画の変更を予定しております。

今年度の本会議においては、これまでの施策の進捗状況や、令和5年に実施した実態 調査の結果の報告などを行った上で、委員の皆さまの御意見を伺いながら、計画変更に向 けた議論を行っていくことになります。

昨今のギャンブル等依存症を取り巻く状況を的確に捉え、実効性のある対策を推進していくためには、本日お集まりいただきました皆さま方をはじめ、当事者の方々の御経験や各分野の第一線で御活躍されている方々の専門的な御知見を政府の施策に活かしていくことが極めて重要であると考えております。皆さま方におかれましては、それぞれのお立場から、是非、忌憚のない御議論をいただければと考えております。

私も担当副大臣として、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築するために、引き続き全力を尽くしていく決意でございます。今後とも御指導・御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○樋口会長 工藤副大臣、ありがとうございました。工藤副大臣は所用のため、これで退室されます。委員の皆さまはしばらくお待ちください。

(工藤副大臣退室)

○樋口会長 それでは再開いたします。

議事に入る前に、令和6年6月17日付で委員の交代がございましたので、新たに就任された2名を御紹介いたします。まず、長谷川勢子委員、次に山本和広委員。以上2名の方々は、令和6年6月17日付で内閣総理大臣から委員の任命をされております。

なお、この会議の定足数はギャンブル等依存症対策推進本部令第三条第一項で過半数となっています。本日の出席者は16名ですので過半数に達しており、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

なお、オンラインでの御出席は阿部委員、大嶋委員、黒沢委員、佐藤委員、野﨑委員、長谷川委員、山本委員、ユウ委員となっています。

それでは、新たに就任された委員から自己紹介を、それぞれ1分程度でお願いしたい と存じます。

まず、長谷川委員、よろしくお願いいたします。

○長谷川委員 失礼いたします。愛知県保健医療局長の長谷川でございます。今年度から 保健医療局長を務めております。

私ども愛知県におきましても、ギャンブル依存症対策において計画を策定し、推進しているところでございます。今回、委員に選任いただきまして、ありがとうございました。しっかり勉強しながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○樋口会長 ありがとうございました。続いて山本委員、よろしくお願いいたします。
- 〇山本委員 皆さま、こんばんは。この度、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の委員として参加させていただくことになりました岡山市障害・生活福祉部長の山本でございます。前任の谷杉の後を受け、本年4月から本職に就任いたしました。この会議に参加することで、関係の皆さま方の取組等について学び、自治体としての役割を果たすための施策に取り入れさせていただきたいと考えておりますので、樋口先生はじめ委員の皆さま、内閣官房の皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○樋口会長 ありがとうございました。それでは早速議事を進めさせていただきます。 本日の進め方ですが、まず事務局からギャンブル等依存症対策推進基本計画の令和 5 年度までの進捗状況を説明いただき、質疑応答の後、各委員から自由に発言をお願いする ことにします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。
- 〇小西参事官 内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官 小西でございま す。着座にて御説明させていただきます。

資料を共有させていただきます。資料 1-1、「令和 5 年度ギャンブル等依存症対策推進基本計画フォローアップ(概要版)」に基づいて御説明をいたします。こちらは、令和 4 年 3 月 25 日に変更されました基本計画に関する令和 5 年度の進捗状況をまとめたものでございます。本体は資料番号 1-2 となっているのですが、約 50 ページの大部にわたる資料となりますので、本会議では資料 1-1 の概要を用いて説明をさせていただきます。

資料の1ページ。関係事業者のうち、公営競技における取組でございます。 まずは1番目の「広告・宣伝の在り方」でございます。 広告・宣伝については、広告が射幸心を煽らないようにするとともに、節度ある購入 を促すといった配慮が重要であるということで、令和4年3月に全国公営競技施行者連絡 協議会におきまして、公営競技に関する広告・宣伝の全国的な指針が策定されておりま す。これを踏まえ、令和4年度には各関係事業者でさらなる対策の推進を図るということ で、各関係事業者において広告・宣伝指針を策定して運用を行っているところでありま す。それぞれの競技ごとの策定時期については、資料に記載してございます。

また、こうした広告・宣伝指針に基づいてレースの開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞、雑誌広告等においては、ギャンブル等依存症の注意喚起のための標語を掲載しております。

このほか、ギャンブル等依存症問題啓発週間におきましては、普及啓発の推進という ことで、各事業所において積極的な啓発活動を実施しているところです。

2番目の「アクセス制限等」でございます。公営競技の各主催者は、利用者本人やその御家族の申請に基づいて、競技場への入場やインターネット投票を利用できないようにするアクセス制限という制度を実施しています。そのほか、インターネット投票に関しましても、利用者本人の申請に基づいて購入限度額を設定するシステムを導入するといった取組を進めております。

また、公営競技場や場外発売所に設置している ATM につきましても、令和 5 年 5 月にモーターボート競走での撤去が完了し、全ての公営競技で ATM の撤去が完了したことになります。

また、インターネット投票サイトにおきまして、利用者に購入制限をより効果的に訴えるということで、購入制限を視覚的に訴えるための表示方法を、新たに投票サイトに導入する取組も進めております。具体的には、中央競馬では令和5年12月から、モーターボート競走においては令和6年6月から、この新たな表示を導入しております。地方競馬、競輪及びオートレースにつきましても、令和6年度中の実施を予定しているところでございます。後ほど、この視覚的に訴えるための表示については、実際の動画を御紹介いたします。

2ページにまいります。こちらは先ほど申し上げましたアクセス制限、そして購入限度額設定の、実施件数を記載しております。アクセス制限についても、令和4年、5年、6年と利用が広がっておりまして、令和6年3月末時点では全体で13,093件。そして、購入限度額設定につきましても令和5年から6年にかけて利用が広がっており、公営競技全体で83.951件の利用があったところでございます。

資料3ページは、先ほど御紹介いたしましたスマートフォンのインターネット投票サイトにおける、購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法の静止画となります。実際に文字が流れる様子を動画で御用意しておりますので、今、画面で流させていただきます。

こちらが JRA のサイトでございます。購入制限を訴えるため、下の、薄いブルーのところに「馬券は 20 歳になってから JRA のギャンブル等依存症対策」という文字が流れる仕様になっております。この「JRA のギャンブル等依存症対策」という部分をクリックいたしますと、アクセス制限や購入限度額設定の案内ページに飛ぶということになっております。

次がモーターボートのサイトでございます。こちらは上のところに文字が流れております。購入制限を訴えるため、このサイトの上部に「勝舟投票券の購入は 20 歳になってから 無理のない資金で、余裕をもってお楽しみください。 勝舟投票券の購入にのめり込んでしまう等の不安のある方はこちらをご覧ください」という文字をずっと流し続けています。これは、ログインした後の最初の画面でございます。この上のところに文字がずっと流れる仕様になっています。そして、こちらの表示をクリックしますと、こちらもアクセス制限や購入限度額設定等の、依存症対策の案内ページに飛ぶということになっております。

少しページが飛ぶのですが、公営競技についてはそのほかにもデータを付けております。13ページ以降に、売上やインターネット投票の割合の推移なども、資料として付けております。13ページの左側のグラフは売上の推移で、一番上の水色が中央競馬、次いでモーターボート、競輪、地方競馬、オートレースとなっています。いずれの競技種においても昨年度を上回っておりますが、全体的にコロナの時期に比べると、伸びが少し鈍化傾向にあるのではないかとは思います。

右側はインターネット投票の割合について示しております。水色の中央競馬は、令和 3年以降はその割合が低下傾向にございますが、その他の競技種は若干上昇しているとい うことで、概ね全体の売上の8割から9割といったところで、ネット投票の割合が推移し ているところであります。

14ページ以降は、公営競技それぞれの売得金や売上に占めるインターネット投票の額 および割合を示しているところでございます。このグレーの部分が該当するネット投票の データということになります。14ページが中央競馬、地方競馬で、15ページ以降が競 輪、オートレース、モーターボートとなっております。

資料の4ページに戻ります。3番目の「相談・治療につなげる取組」といたしましては、自助グループをはじめとする民間団体等への経済的支援を目的とした補助事業を実施しております。

令和5年度は、全体で5件の採択がございました。全国公営競技施行者連絡協議会による補助事業につきまして、競馬、モーターボートで2件。そしてJKAによる補助事業が、競輪、オートレース関連で3件となっております。

このほか、公営競技カウンセリングセンターや予防回復支援センター等の相談窓口の 周知徹底やセルフチェックツールの積極的な周知なども行っております。 4番目として、「依存症対策の体制整備」ということで、スタッフの研修等々にも努めているところであります。

次のページからは関係事業者、ぱちんこの取組になります。

資料の5ページでございます。1番目の「広告・宣伝の在り方」については、全国的な指針を令和元年度に策定しておりますので、こちらの指針に基づいた取組を推進しているということでございます。そのほかにも、年間を通じて遊技客に対する普及啓発や健全な遊技の在り方に関する情報発信も実施しているところです。

2番目の「アクセス制限・施設内の取組」といたしましては、自己申告・家族申告プログラムの利用促進に努めているということでございます。下に、実際の自己申告・家族申告プログラムの導入店舗数を示してございます。令和4年、5年、6年と、全店舗数に占める導入店舗数の割合、そして実施店舗数もそれぞれ増加しておりまして、令和6年3月末では6,044店舗、全体の約88%の店舗でこのプログラムが導入されております。

また、実際にこのプログラムを利用されている利用者数、そして利用のあった店舗数でございますが、令和6年3月末で、自己申告については延べ1,471人、893店舗での利用。家族申告については延べ491人、199店舗での利用があったところでございます。

このほか、出玉情報を容易に確認できる遊技機の導入も進めております。令和4年11 月からは回胴式遊技機、いわゆるスロットです。そして令和5年4月からは、ぱちんこ遊 技機について、こうした確認ができる遊技機が導入されているところであります。

6ページでございます。3番目の「相談・治療につなげる取組」といたしまして、民間団体等への経済的支援を実施しております。令和5年度につきましては6件、1,100万円の助成実績がございました。

このほか、リカバリーサポート・ネットワークという、ぱちんこ依存問題の相談機関の相談体制についても機能、充実強化などを行っております。

また、4番目の「依存症対策の体制整備」といたしまして、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」という、いろいろと専門知識を研修して蓄えられた方を店舗に配置していくことや、依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進等を行っているところであります。

次のページ以降が、関係省庁の主な取組になります。

7ページ。1番目の「予防教育・普及啓発」に係る取組でございます。

内閣官房では、令和4年度に有識者等から聴取した、ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発についての御意見を踏まえて、普及啓発を実施しております。先月の、ギャンブル等依存症問題の啓発週間におきましては、従前より作成しております啓発用ポスターに加え、YouTube等の動画広告を実施したり、あるいは、当事者の体験談動画を作成して当室のポータルに掲載したりしました。

また、こちらは初めての試みとなりますが、一部の路線で交通広告を実施するなど、 若年層にも訴求しうるような取組を行ったところです。 このほか、関係省庁におきましても、普及啓発活動が積極的に行われております。例 えば厚労省では依存症の理解を深めるための取組の実施ということで、シンポジウムやイベントを実施したり、特設ウェブサイトを設置したりしております。また予防教育としては、令和4年度より、高等学校の保健体育の学習指導要領が新しくなり、精神疾患の1つとして、ギャンブル等を含めた依存症が取り上げられることになっております。

8ページ、2番目の「依存症対策の基盤整備」でございます。各地域で、さまざまな 包括的な連携協力体制の構築を進めてきたところ、令和5年度末において55団体で、連 携会議の設置がなされているとのことでございます。令和4年度末で48団体ございましたので、55団体まで設置が進んでいるということであります。設置された団体の一覧に ついては、参考①として10ページ、11ページに具体的に示しております。

また、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画についても策定を支援しておりまして、令和5年度末では、43の都道府県で推進計画が策定されたということであります。 当室で残りの4県についてお話を伺いましたところ、令和6年度中に策定をされる予定と のことでした。予定通りにいけば、令和6年度中に全都道府県での策定がなされる見込み であるということでございます。

3番目の「相談支援・治療支援」でございます。

相談支援につきましては、すべての都道府県・政令市で、相談拠点の設置が令和5年 度末で完了しているということです。そうした、拠点での相談も進んでいるところであり ます。

また、治療支援につきましても、依存症の専門医療機関、あるいは治療拠点機関の設置を推進してきたところであり、令和5年度末時点で専門医療機関は59団体、依存症の治療拠点機関につきましても45団体の設置が進んだところであります。具体的な設置団体の一覧につきましては、資料の12ページに掲げてございますので御参照ください。

9ページが4番目の「民間団体支援・社会復帰支援」となります。

民間団体支援事業につきましては、従前から依存症民間団体支援事業で、民間団体の 取組を支援してきたところでございます。引き続きこうした取組も行っております。この ほか、就労支援者や生活困窮者、受刑者への指導・支援なども行っているところでござい ます。

5番目の「人材の確保」でございます。医師をはじめとして保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師といった、ギャンブルに関わるさまざまな職種において、ギャンブル等依存症というものをしっかりと養成課程、あるいは研修課程において取り扱うことにしております。そのほか、医療従事者向けの研修といたしまして、依存症対策全国センターにおける依存症治療指導者養成研修、あるいは都道府県等におきましても、依存症医療研修の実施がなされているところであります。

このほか、生活保護のケースワーカーや刑事施設職員、更生保護官署職員などへの研修等も実施されております。

6番目の「多重債務問題等への取組」といたしましては、貸付自粛制度につきまして 適切な運用を確保するとともに、制度周知を引き続き実施しております。

また、オンラインカジノといった、違法なギャンブルが最近問題になっております。 右下に赤いポスターがございますが、警察庁から都道府県警察に対して、違法なギャンブル等の取り締まりの徹底を指示しているところでございます。昨年度も実際、オンラインカジノに関する検挙事例がいくつかあったところでございます。こうした「違法である」「犯罪である」といった広報啓発も重要でございます。こうしたポスター、あるいは警察庁のサイトなどで、さまざまな広報啓発にも引き続き努めているところでございます。

事務局の説明は以上となります。御意見等ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明のありました内容について、質問や意見がある方は挙手など意思表示をお願いいたします。いかがでしょうか。

○野﨑委員 オンライン参加の野﨑でございます。よろしくお願いします。

対策等を頑張っていらっしゃるのはよく分かるのですが。

まず、コマーシャルで「射幸心をあまり煽らない」とありますが、結構、「煽っているな」というものをよく見ます。意見というよりも感想でございます。ゲーム感覚で、「気楽に始めてすぐ儲かります」といった感じにどうしても見えてしまうものが、YouTube等で流れてくるものを見ると結構あるという感触もあります。感触の話ではありますが、かなり感じるところがあります、というのが 1 つ意見であります。もちろん、違法なものは取り締まっていただくのは当然のことだと思います。

先ほど出てまいりました、いわゆるネット投票も、ゲーム感覚でできてしまうようなものが結構見受けられるということもイメージとしてあります。しかもクレジットカード支払い、キャッシュレスやキャリア決済等もあると聞いておりますので、事実上借金をしてギャンブルができてしまうという現状があるのではないかと思います。いくら ATM を撤去しようが、借り入れのマシンを撤去しようが、クレジットカード等でできてしまうような競技がもしあれば、それはもう借金しているのと同じです。そうしたものはよくない、当然やめるべきなのだろうと考えます。

結局、依存症対策の一番の要になるのは、「いかに、やりにくくするか」だと思います。健全に遊べる方は当然いらっしゃると思いますが、そうではない方にどのようにしっかりと規制していくか。それは、今、出てきた対策で本当に足りるのだろうか。こうした疑問があります、という意見であります。

- ○樋口委員 野﨑委員、ありがとうございました。意見ですね。質問があるわけではない のですね。
- ○野﨑委員 意見でございます。質問ではございません。逆に、各団体等から御意見等を返していただけたらありがたいと思います。

○樋口委員 ありがとうございます。どなたか、野﨑委員の意見に対してコメント等ございますか。なければ先に進めたいと思います。浜田委員どうぞ。

○浜田委員 経済アナウンサーの浜田でございます。御説明ありがとうございました。意 見並びに御質問をさせていただきたく存じます。

先ほど、オンラインカジノに関する御説明をいただきました。ギャンブル等依存症対策においては、オンラインカジノなどの違法なギャンブルが、今、問題になっていて、特に若年層が SNS などを通じて情報収集を容易に行える環境に、変化は見られておりません。

実際、「オンラインカジノ」とネット上で検索しますと、オンラインで利用できるウェブサイト、また解説動画が複数出てきます。このように、近年、アクセス数の増加とともに依存症の懸念が顕在化している中で、最近、街中でも「オンラインカジノは違法である」という、先ほどの御説明にもありました警察庁、また消費者庁が作成くださった啓発用ポスターを目にする機会が増えています。警察庁においても、都道府県警に対して違法なギャンブル等の取り締まりの徹底に努めていただいておりますが、最近では暗号資産、いわゆる仮想通貨を利用したオンラインカジノの増加が見受けられます。関係省庁が連携されて、全体で、さまざまな角度からの取組、また、より厳正な取り締まりを行っていただきますようお願いしたいと存じます。

今年3月に、高校生が無登録で電子マネーと暗号資産を交換していたとして、資金決済法違反容疑で書類送検されています。その高校生は「オンラインカジノで遊ぶ金が欲しくてやった」と容疑を認めているということでしたが、さらに聴取に対しては、「暗号資産の交換が犯罪と認識していない」と話しているということでした。

そのほかにもネットカジノ換金疑惑で、オンラインカジノ利用者向けに、本人確認を 受けずに遊べる方法として、違法に暗号資産、仮想通貨の換金業をしていた事例もありま した。

また、オンラインカジノの利用者が匿名で遊べるよう、購入時に身分証明が不要なデータ通信専用の SIM カードを悪用するなどの事例も見受けられております。

依頼客の多くが未成年とみられることが分かっていて、オンラインカジノが若い世代 へ広がってきている実態が明らかになっています。また、足元では、手口が巧妙かつ複雑 化してきていて、抜け道などを使ったオンラインカジノの増加が、今後、懸念されます。

オンラインカジノは違法ですが、本人確認を経ずにオンラインカジノで遊ぶ抜け道が 仕組化されているところも問題かと思います。若年層が目にしやすい場所、例えばこれま で通り SNS などを通じて、これまで以上に、オンラインカジノは違法であることについ て、具体的事例の説明などを交えての注意喚起のより一層の強化が必要と思います。

また、オンラインカジノに絡んだ暗号資産の違法な換金や交換、違法な SIM の利用など、オンラインカジノから派生したさまざまな犯罪が誘発されていることも問題かと思います。

そこで、警察庁さんへ御質問です。現状、検挙事例などについて、このようなものが 絡んだ最新の事例などおありでしたら、御説明、御紹介いただけましたら幸いです。以上 です。

○樋口会長 ありがとうございました。御意見と、それから御質問ということで、警察 庁、お願いいたします。

○警察庁 警察庁の西と申します。警察庁保安課でオンラインカジノなど、オンライン上で行われる賭博事件を担当する者です。よろしくお願いいたします。

委員の御指摘の通り、オンラインカジノについては数年前から、スマートフォンで 365 日 24 時間できてしまうということで、非常に依存症にも陥りやすい犯罪でありますし、警察でも力を入れて取り締まっております。これまでのオンラインカジノというものは箱型と申しまして、店舗を構えて、そこにオンラインカジノをしたい者が出かけて、その場で匿名性を利用して賭博をするものが多かったのですが、今はオンラインでできるようになってしまって、手軽に、若い子たちにもできてしまうような状況となっております。

検挙状況につきましては、我々は無店舗型と呼んでおりますが、スマートフォン等でできる賭博事案の検挙にも近年力を入れており、無店舗型の検挙件数、人員も増えてきているところです。

こちらの対策につきましては、委員の先生がおっしゃる通り、2つ問題があります。 1つはお金を賭けさせないという方法。お金を賭けることができてしまうと、どうしても カジノをやってしまう。そこで、カジノと利用者をつなぐ決済代行業者や、暗号資産の交 換業者、それも闇でやっているようなところ、そうしたところにも力を入れていかないと いけません。

もう1つ。若い者が特に中心となるのですが、「オンラインカジノは儲かるんだ、これは気軽にできるんだ」というユーチューバー等がおります。ユーチューバーと特定してしまっては失礼ですが、そのような SNS 等で導く者達がおりますので、そうした者にも捜査のメスを入れていくようにしております。現に SNS で、自らがオンラインカジノをしているところを流していた者を数名逮捕しております。最近では賭け客だけではなく、カジノ組織、運営側にいる者の検挙にも成功しているところです。こうした取組をこれからも強力に推進し、我々は取り締まりを通じて違法性の認識を高めていきたい、皆さんに知っていただきたいと思っています。

また、今年の8月頃から、SNSのターゲット広告も予定しております。オンラインカジノに興味がある方々にターゲットを絞って、Instagram や X、LINE などに、日本国内からオンラインカジノすることは違法なのだというメッセージを届けていく取組も行ってまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

- ○樋口会長 よろしゅうございますか。
- ○浜田委員 ありがとうございました。
- ○樋口会長 検挙実績等については、どこかに資料などございましたか。

○警察庁 今、御説明をいただいたものではないのですが、配布資料の、資料1-2、令和5年度までの進捗状況という横書きのものがあります。その最後のところが警察庁となっています。そこの「ゲーム機等使用賭博事犯(オンラインカジノを含む。)の検挙状況」というところで、数値が示されているところです。

この数値について、もう少し詳細に説明させていただきます。この数値は「ゲーム機等使用賭博事犯」といって、幅広いゲーム機を使った事案の件数になっています。例えば、闇スロと言われる、店舗にスロットマシーンをたくさん無断で設置してスロット賭博を行わせるようなものも含まれております。ですから、オンラインカジノに関わる賭博事犯の取締状況になりますと、令和4年中は59人を検挙、令和5年中は107人を検挙しています。その中でも、先ほど申し上げました無店舗型と言われるスマートフォン等でできるものにつきましては、令和4年中は1人を検挙、令和5年中には32人を検挙している状況です。以上です。

- ○樋口会長 どうもありがとうございました。他にございますか。岡崎委員、どうぞ。
- ○岡崎委員 御説明どうもありがとうございました。関連してお聞きしたいのですが、今の検挙された方たちは、いろいろな方がいらっしゃると思いますが、どのくらいの罪になるのかというようなことはお分かりでしょうか。
- ○警察庁 単純賭博ですと 50 万円以下の罰金・科料です。常習賭博となると、3年以下の懲役となります。
- ○岡﨑委員 ありがとうございました。
- ○樋口会長 どうもありがとうございました。他にはいかがでございますか。 増田委員、どうぞ。
- ○増田委員 消費生活相談員の団体でございます。

「ギャンブル依存症」について高校生や大学生に教育をすると、ギャンブルという言葉が自分とは遠い存在だという印象を受ける者も多いのではないかと思います。実際のところ、オンラインゲームであったり、オンラインカジノであったり、それからアルコールもそうですが、依存症ということが、今、とても大きな問題になっていますので、ギャンブルだけをターゲットにするのではなく、依存症の怖さというものを教える必要があるのではないかと思っています。

それと同時にもう1つの側面から言うと、「簡単に儲かる」「必ず儲かる」というイメージがあり、そうした勧誘が SNS 上で行われています。現在、そうした SNS 広告の規制については、全く、十分とは言えない状況です。いわゆるデジタルプラットフォーム提供事業者の協力が不可欠であると思っています。

先ほど警察庁からお話がございました検挙をするきっかけ。SNS 広告をたぶん、見ていらっしゃるのだと思うのですが、そうしたモニタリングをするだけではなく、デジプラの協力を得ることや、デジプラからのメッセージを出すといったことも非常に重要ではないかと思います。

今、ターゲティング広告を、ある意味逆手にとって、警察庁でやっていただけるということは、非常に有益なことだとは思っています。オンラインカジノなどに関しては、情報商材などと言ってそちらに誘引するケースもございます。ぜひ、教育の面においては予防教育と共に、金融教育の中でも触れていただく必要があると思います。以上です。

- ○樋口会長 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。 吉倉委員、どうぞ。
- ○吉倉委員 追いかけ、意見させていただきたいと思います。

いつもお伝えしておりますが、ボートレース業界では、いわゆるギャンブル依存症に 関して 24 時間 365 日相談を受け付けるギャンブル依存症予防回復支援センターを運用し ております。2023 年度には 8,889 件の相談を受け付けました。この相談に至るギャンブ ル種別についても、あわせて聞いています。

先ほどお話がありました通り、20代の若い方の相談が増えています。そして、配偶者などからの相談より、御本人自ら相談するケースが約8割となっています。

オンラインカジノに関しては、20代、30代の方の相談が、一番多い状況です。20代、30代の方の相談件数は、競馬の半分、競輪と同程度の件数となっており、20代、30代の方がオンラインカジノ等にのめりこんでしまっていることの証左かと思います。

振り込め詐欺に関しましては、広く皆さんに周知されていますので、オンラインカジノに関しましても、多くの若い方に問題を周知徹底いただくことが、依存症対策の1つになると思いますので、関係者のご尽力をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○樋口会長 ありがとうございました。ほかにはございますか。

オンラインで参加の委員の先生方はいかがでしょうか。

私から、小さな質問をさせていただいてもよろしいですか。

先ほど資料の説明で、相談拠点が、すべての各都道府県・政令市にできているということでした。見させていただくと、保健所や、それから治療拠点機関がそのようなことを担っているようです。例えば、県には精神保健福祉センターが最低1つあるのですが、保健所の場合は、その全部のエリアをカバーしているのでしょうか。機能は、保健所と精神保健福祉センターとは違うでしょうから、そのあたりの実際面の機能や遂行状況などを教えていただければと思います。いかがでございましょうか。

- ○小西参事官 厚労省、お願いできますか。
- ○厚生労働省 厚生労働省依存症対策推進室長でございます。今、座長から御質問いただいた点ですが、私たちも現場の運用を確認できておりませんので、確認して、改めて後ほど、先生に御説明に伺いたいと思っております。失礼いたします。
- ○樋口会長 ありがとうございました。

辻本委員、どうぞ。

○辻本委員 精神保健福祉センターを代表して参加していますので、全ての精神保健福祉 センターを反映した発言ではありませんが、ギャンブル相談の受け入れの現状をお伝えし ます。

精神保健福祉センターは、ほとんどの場合、各自治体に1つしかないため、なかなか 全圏域の相談者が来所相談に来られることは難しいです。そこで、例えば滋賀県の場合は サテライトとして、保健所が相談拠点となり、状況に応じて、専門的な診断や関わりが必 要な場合はそれこそオンラインを使って、情報提供や研修ができるようになっています。 このように、精神保健福祉センターが中心に相談拠点となり、それをサテライト的に保健 所が応援している自治体が多いのではないかと思います。

やはり、保健所も、いろいろなことをやらなければなりません。依存症対策としてア ルコールをやっているところもあれば、薬物を中心にしているところもあり、その保健所 の方向性によっても違ってきているかもしれません。

どちらにしても相談機関は、やはり、行政として必ず受け皿としてやっているので、 保健所は拠点にならなくても、一般相談の中でギャンブル相談を受けているとは思いま す。

○樋口会長 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょう。

もう1つだけ、質問させていただいてもよろしいですか。

先ほど、中央競馬や地方競馬など、その他の公営ギャンブルのオンラインの割合がグラフとして出ていました。中央競馬と地方競馬だけ割合が下がってきていましたが、これは何か理由があるのでしょうか。

○山口委員 中央競馬会の山口でございます。コロナのときに外出制限がかかり、また競馬場も入場制限をかけて無観客競馬というものをやっていた頃に、オンラインの割合が上がりました。その後、コロナの5類移行に伴いまして、入場制限が基本的になくなりました。これによって、やはり競馬というものは実際のレースを御覧になって楽しむものであり、馬の動きを見たい、緑のきれいな競馬場に行ってみたいという方々が増えたためだと思います。そうした来場促進を我々もやっていますが、そうしたことでオンラインから現金発売へとなり、現場に来る方々が増えた。そのため割合が下がったものと思っております。

○樋口会長 ほかの3つの公営ギャンブルに比べると、「現場に来ること」を推奨している。それが割合の低下につながっている。そうしたことでしょうか。どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。黒沢委員、どうぞよろしくお願いします。

○黒沢委員 よろしくお願いいたします。10代後半から20代の思春期・青年期の方々に 対応する相談やスクールカウンセリング関係を専門としております。

リアルな交流の制限と情報端末でつながることを余儀なくされたコロナ禍を経て、子 どもたち、つまり、今、ちょうどその年代にある方々はこもって、スマホなどでいろいろ な時間を過ごすことに慣れてしまっているという現実があります。リアルな対人関係が難しかったりする一方で、知的に非常に高い方々も多く、仮想空間のさまざまな情報に浸り、「自分は暗号資産といった、一般の方々では分かりにくいかもしれないことをあえてやってみて、自分でいろいろ得することをしたい」という思いを持っていたりする方々も、少なくないように思います。

今までの議論の繰り返しになってしまいますが、そうしたオンラインカジノや、インターネットでのギャンブルなどは、リアルな対人世界から引きこもり、インターネット上に居場所と刺激を求める現在の若者たちが格好の的となります。

先ほどのターゲット広告もそうですが、スマホや SNS などがどんどん進んで、若者にそうした知識や誤った方向への誘いを仕掛けてきております。これからも手を緩めることなく、予防、あるいは啓発に努めていただきたいという切なる願いがあります。現実の、今の若者たちの対人関係の状況を見ていても、そのように感じますので、意見として言わせていただけたらと思います。ありがとうございます。

○樋口会長 ありがとうございました。

私は、ギャンブルもそうですが、インターネット依存やゲーム依存のこどもたちを、 たくさん診療しています。

昔、我々の外来にお見えになる方は画一的で、ゲームを過剰にやって、課金して、といった感じでした。最近はゲームだけではなく、SNSや動画などいろいろなものを一緒にやって、何がメインの依存なのかよく分からないケースがあります。

それから、ゲーム内の課金は、いとも簡単にできてしまいます。そのため、課金から ギャンブルへと移行していくケースも、もちろんあります。そうしたことを考えると昔よ りもいろいろな面で複雑になってきて、治療のターゲットを何に当てるのかが、判断しづ らい状況になってきています。やはり、総合的にいろいろな対策や予防をしていただくこ とが、とても大事なのではないでしょうか。臨床で患者さんを拝見していて、そのような ことを、最近強く感じます。

浜田委員、どうぞ。

○浜田委員 恐れ入ります。経済アナウンサーの浜田でございます。ただいま座長の樋口会長、そして吉倉委員、増田委員、黒沢委員から若年層に関するお話がありましたが、私も学生向けの金融教育を行っています。日常生活でも、今、座長がお話しされたように、若者の環境の中で SNS であったり、YouTube であったり、オンラインゲームと、いろいろなものが絡み合っています。若年層が、違法とは認識せずに、容易にこうした環境に置かれている現状を目の当たりにしております。先ほど意見を申し上げたオンライン上でのギャンブルやオンラインカジノも、さまざまな形で宣伝や誘導があり、複雑に絡み合って関与しているという現状です。

現在の予防教育、普及啓発の関係省庁の主な取組においても、高校生向けの啓発資料、さらに保健体育の授業で、精神疾患の1つとしてギャンブル等を含めた依存症を取

り上げるなど周知をいただいております。また、大学生向けには、ギャンブル等依存症に 関する記載を盛り込んだ金融経済教育関係のガイドブックを講義などで活用いただくな ど、教育を進めていただいております。

しかし、身近に捉えてもらうための具体的な事例、よりイメージしてもらえるような、さらに一層踏み込んだ金融リテラシー教育も必要なのではないかと、常日頃、金融教育を担っている立場からも実感しているところであります。金融リテラシー教育のさらなる必要性についても、踏み込んでお考えいただければと考えております。以上です。

○樋口会長 ありがとうございました。他にございますか。もし、なければ、いったんこ の議題は終わりにして、次に進みたいと思います。

最初に申し上げましたが、委員の先生方から、ギャンブル等依存症対策について自由 に発言いただきたいと思います。まだ、今日、発言をいただいていない委員の先生方がい らっしゃるので、大変申し訳ないですが、こちらから指名いたします。令和5年度までの 対策に関係しなくても結構です、また、御意見が短くても結構ですので、いただければと 思います。よろしくお願いします。

それでは阿部委員、よろしくお願いいたします。

○阿部委員 パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会の代表の阿部でございます。

我々ぱちんこ業界としましては、令和5年度まではここにありますように、広告・宣伝について特に、過剰な広告をしないように全国的にガイドラインを作っています。そして、それに向けていろいろな形で、違反しているような人たちに対してもきちんと守っていただくような取組をしています。

我々の業界は、一番多かったときは 18,000 軒あった店舗が、今 7,000 軒ぐらいまで減ってきています。コロナの時に大きなダメージを受けたという部分もありますし、やはり、「遊びにくい」とも言われております。そうした中で、産業としてきちんと維持をしながら、お客様に来ていただける環境をどう整えていくか。また、依存問題に対してもしっかりと、フォローできるところはフォローするということで、以前から我々の業界はリカバリーサポート・ネットワークというぱちんこ依存問題相談機関をずっと支援しております。

また、今、回復支援施設に対しての支援も、個別に行っております。

そうした中で、なるべく多くの方に御理解いただけるような産業として、進んでいきたいと考えておりますので、今後とも御指導いただければと考えております。以上です。 ○樋口会長 ありがとうございました。

続きまして。池田委員、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○池田委員 ありがとうございます。グレイス・ロードの池田と申します。私自身、ギャンブル等依存症の相談や支援を、日々、行っているのですが、最近特に感じていることが 2点あります。 1点目が、競輪、オートレースのインターネット投票サービスの在り方についてです。競輪、オートレースでは、さまざまな大手 IT 企業がインターネット投票サービスを展開しています。あるサイトを見ると「365 日朝から晩までいつでもレース投票ができます」と書いてあったり、「登録するだけでポイントがもらえて、そのポイントで投票ができる」とあったり。「友達を紹介すればポイントがつきます」というサービスを提供しているところもありました。いろいろな企業が、そうしたサービスを競い合っています。

ここに「広告・宣伝指針を策定して運用を開始した」と書いてあります。注意喚起 は、もちろん記載されてはいるのですが、最後に小さく、本当に見えるか見えないかぐら いで記載されているということが、実際にあります。

当事者からは、「最初は、登録するとポイントがもらえるから、そのポイントだけでやめようと思っていたが、やめられなくなった」、「友達にしつこく紹介され、登録だけしてくれとお願いされて、やってしまったら、はまってしまった」などの話も実際に聞きます。そうしたサービスが多数存在し、競い合っていることで、このグラフにある通り、競輪、オートレースの売り上げが非常に伸びている。それに比例して、依存症リスクも増大しているのではないかと、日々、感じているところです。

もう1点は、先ほどお話があったオンラインカジノの問題で、これは言うまでもない と思います。検挙も実際に行われていると、先ほども御説明がありました。

去年の話ですが、ユーチューバーが検挙されたというニュースがありました。海外の オンラインカジノから報酬をもらって、動画配信をしていたそうです。その動画配信とカ ジノ業者からの報酬で 3,000 万の利益を得ていたにもかかわらず、検挙されて、その処 分が罰金 50 万。本当に大したことない処罰しか与えられないことが印象付けられて、

「捕まっても大したことないぞ」という印象に、今、世間がなってしまった。実際に今も YouTube を見ると、ガンガン動画配信をされている。若い人がそうしたところに魅力を 感じて、オンラインカジノに参加する。それに伴い、うちに対する相談も増えている。これが現状です。

そのあたりの法整備や、違法カジノに対する厳罰化などが必要ではないかと、日々の 現場で感じているところです。

- ○樋口会長 ありがとうございました。それでは大嶋委員、お願いいたします。
- ○大嶋委員 依存症者の生活や就労などをサポートする NPO を主催しております。

事前にいただいた資料や、また今日の説明でも改めて思ったのですが、御本人が何ら かの問題を感じて、現状からなんとか抜け出したいと思ったとき、まず、どこに相談をす るのだろうと思うことがよくあります。

たくさんの専門職の人たちが、いろいろな現場でこの問題をキャッチできるように、 先ほどの資料にもありましたが、さまざまな研修が行われていることが推進されている、 前進していると実感する反面、例えば学校や、それから障害を抱えている人の各種の相談 の場所もあるのですが、実際に私が支援関係を結ぶ人達は、そうした、いわゆる所属する 場所みたいなものを持たない方たちが増えているような感じがあります。

学校にも属していない、職場もアルバイト程度の非正規雇用で、これといったつながりもない中で、唯一、つながりが非常に強いものが、皆さんのお話に出てくるような SNS の空間なのでしょう。

たくさんの研修を受けて、この問題に対して相談にあたれるような各種専門の方たちがいらっしゃる反面、実際にこの問題を抱える人は、どこにも所属感を持てないでいる人たちが多いという現実がある。ここが今一つ、うまくマッチングできていないような気がします。

先ほどの池田さんの話を聞いていても、そうした方たちが最終的に訪れるところが、 依存症の回復施設なのかもしれない。しかし、そこに至る手前のところで、なんとかこの ような人たちの相談を、うまくキャッチできるものがないだろうか。

今日、皆さんのお話を聞いていて、改めてそのように感じた次第です。私からは以上です。

○樋口会長 ありがとうございました。 続きまして佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 ありがとうございます。NFCR ノンファミリーカウンセリングルームの佐藤です。日頃、御本人、御家族の依存症についての御相談を受けております。私自身、ギャンブル依存症の家族の立場でありましたので、現在も、家族の自助グループに参加させていただいています。

その中で、最近いらっしゃる方は、オンラインのカジノにはまったり、違法なものに 関わったりして、そして本人も自覚があって、どこかに相談に行ったりする。しかし、何 度お話ししても、家族が手助けしてしまう。そうした傾向が多いのです。

家族の方がいらっしゃるたびに「一切、尻ぬぐいはしない、金銭的な援助はしない」などを丁寧にお伝えし続けているのですが、やはり、まだまだ浸透していない。家族御自身の教育について、あちらこちらで啓発とともにやっていかないと、家族が本人のギャンブルを促進させてしまうようなことになります。

一回お金を返してしまうと、また繰り返しそれが行われることは、以前から言われていることです。要は、「ギャンブルに対する借金を返すのではなく、生活が立ち行かなくなったから、その生活資金を助けるため」と言って援助をし始めるのです。すると結局、また、ギャンブルができるような形に生活をサポートしてしまう。「家賃が払えないから振り込んでくれ」などと言われて、家族は「なんとかしないと、また変なところに足を引っ張られてしまう」「違法なことをこれ以上されては困る」と思って、一生懸命に尻拭いをする。こうしたことが未だに続いているようなので、家族の方の教育を。

また、そうした方たちが相談に来てくださったときには、保健所など、拠点にいる方が的確に、手厚く御指導できるように。御家族も非常にお困りの状態で、切羽詰まってい

る大変な状況ですから、お話を聞いていただいて。そうした場所が、これからもたくさん 増えていくとよいと、実感しております。

先日、一年に一度の、日本全国の自助グループの大きな集いが京都で行われました。 現在、全国の自助グループは、250を超えました。それは、喜べないことなのです。もち ろん、困った人たちが集い、助け合いながらやっていくことは素晴らしいことではありま す。ただ、800人を超えるほどの方々が日本中から集まっていらしたわけです。そして、 それは本当に一握りの方たちだと思うのです。そこに来ることで助かった人たちです。

しかし、まだ、そこにもつながらないような方、行政のところで止まってらっしゃる方、そうしたところに行くのは憚られるという方が、まだまだたくさんいらっしゃるという現状を伺っております。今後、こちらでも、家族の支援のための啓発セミナーなどの企画を打ち出していければと思っております。ありがとうございます。

○樋口会長 ありがとうございました。

続きまして、長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 失礼します。愛知県の状況になりますが、先ほど辻本委員のお話にもありましたが、県としましては精神保健福祉センターが拠点となっておりまして、各保健所でそれぞれの相談を受けている状況です。名古屋市は政令市でありますので独自で持っておりますが、中核市が愛知県の中では4市ございますので、県と同じような形で県の相談体制も活用して、各保健所で相談を受けている状況でございます。

県としましては2月から、若者の問題、若年化があることを受けて動画作成をし、配信しました。1分半ぐらいなのですが、2月に配信し、93,000回、視聴されております。

また、SNS を使った情報発信なども行っております。啓発週間におきましては、LINEで啓発が届くようにしております。

特徴的なこととして、今の部分を挙げさせていただきました。以上でございます。

○樋口会長 ありがとうございました。

続きまして山口委員、何かございますか。

〇山口委員 先ほど一度お答えいたしましたが、競馬に関しましても、このギャンブル依存症対策については基本計画に則り、年々着実に実施してきております。先ほども内閣官房から御説明がありました通り、その時々の課題に対しましては的確に対応するとともに、流れる文字による新しい広報を、今年度始めたところでございます。これからも皆さまの御意見等を踏まえながら、的確に対策を実施していきたいと考えております。

○樋口会長 ありがとうございました。

続きまして山本委員、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○山本委員 岡山市の山本でございます。住民に一番近い基礎自治体として、依存症の 方々にどのように寄り添ってサポートできるか。今回初めて参加させていただきました が、各委員の方々のお話を聞きながら、研究してまいりたいと考えました。よろしくお願いいたします。

○樋口会長 ありがとうございました。

続きましてユウ委員、お願いいたします。

○ユウ委員 オンラインカジノの話題などが出て、非常によいと思いました。それに伴って、仮想通貨は今、日本国内では金融庁が許可をした業者が取り扱っているかと思うのですが、違法でしている会社もあります。海外から来ている業者もあります。その取り締まりもしていただきたい。

そして、制限を。仮想通貨に対して、私はまだ分かっていないところもあるのですが、上限として、どのぐらいまで使ってもよいかなど、そうした法律を徹底して明記していただきたいと思いました。私からの意見は以上です。

○樋口会長 ありがとうございました。それ以外の委員の方々で、御意見がございました ら御自由にどうぞ。よろしくお願いいたします。

辻本委員、どうぞ。

○辻本委員 精神保健福祉センターや保健所の現状について、先ほども話をさせていただきましたが、ギャンブルの相談件数は確実に増えております。依存症対策としてアルコールと薬物をずっとやってきていますが、それをはるかに超えて、多くなってきています。

私は精神保健福祉センターとともに医療機関でも勤務しています。ギャンブルに対応できる医師が不足し、新患枠がすぐに埋まってしまう状況です。ギャンブル依存症という診断をつけられるのは医師だけですが、ギャンブル依存症というその専門性、特殊性に引っ張られすぎて、受け皿となる医療機関が非常に少なくなってしまうわけです。しかし、適切な情報が集まれば、一般精神科医でも診断をつけることはできていくのではないかと思います。その受け皿をどう広げるか。樋口先生が一番お得意だと思いますが、そのあたりをどうしていくのか、それが1つ目。

また、「ギャンブル依存症は薬物療法で治す」というものではないので、医療者・支援者との信頼関係で、治療・支援していくとなると、診療報酬上、一般の精神科診療の中で対応するのに時間と労力がかかりすぎるので、どうしても専門に送ってしまう。精神科クリニックは増えているのに、なかなか見てくださるところがない。それについては国のほうから医療側に、時間や労力に対してのインセンティブを何か示してもらわなければ、診断待ちと言いますか、医療側ではもう受け入れられないという状況になってくる。そのあたり、検討をいただきたいと思います。それが2つ目です。

3つ目が、若い人の問題。精神保健福祉センターでは引きこもり対策もしています。 今、問題になっているのは若者の OD、大量服薬だとか、リストカットだとか。自殺者も 増えている。ギャンブルに依存する心性も、同じような、若者の心理的な状況が根底にあ るのだと思います。それは先ほど、委員の方もおっしゃっていました。孤独・孤立に関係 するとしたら、こども家庭庁も含めて、広く横の連携が必要になります。若者としての SOS の表現形が違うだけで、それが、ギャンブルに行くか、ゲームに行くか、自殺に行くか、引きこもりに行くかなので、そこは関係機関の横の連携をもっとつなげて、リスクのある若者全体を包括的に支援していくものを作っていただきたいと思います。

もう1つ、対策について。ギャンブル依存症をどのように治療していくのか。例えば アルコールなら断酒もあれば、あるいは良いか悪いかは分かりませんが節酒などもあるよ うで、いろいろな段階に応じての対応策があると思います。

では、ギャンブルではどうなのか。「全く、してはいけない」と言い切るのか、「この範囲内であれば良い」という方向で見ていくのか。そのあたりの整理を、この検討会でどうしていくのか。例えば、最初におっしゃった購入限度額設定上限を決めるということはコントロールしていくという方向なのか。絶対にダメとするなら、上限ではなく、ダメとするのか。その辺の議論も、日本としてやっていく必要がある。では、海外はどのようにしているのか。そうした知識をお知らせいただけるとありがたいと思います。以上です。〇樋口会長 ありがとうございました。ほかにございますか。もしなければ、本日の議論はここまでにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

本日の議事録につきましては事務局で作成し、各発言者に内容を確認していただいた 上で、できるだけ速やかに公表したいと考えています。今後の予定など、事務局から事務 連絡などございましたら、よろしくお願いいたします。

○小西参事官 樋口会長からもありました通り、議事録の確認につきましては、発言された委員の皆さまに来週以降、順次確認メールを送付させていただきます。お手数ですが、対応をお願いいたします。また、今後の会議の日程等につきましては会長とも相談の上、委員の皆さまと調整をさせていただきたいと思います。以上です。

○樋口会長 ありがとうございました。

それでは、以上で「第 12 回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」を終了いたしま す。本日はどうもありがとうございました。

以上